

[ 平成 26 年第 1 回定例会—03 月 04 日-05 号 ]

◆（16 番吉川隆雅君）（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

それでは、通告に従いまして、順次質問をまいります。

初めに、地方交通ネットワークについてであります。

我が会派の同僚議員の質問に対して、知事からは、HACの債務超過額が事業計画を大幅に上回ると見込まれるが、その債務超過の解消に当たって、道とJALが同程度の負担を行うことで最終調整を行っているとの答弁があったところであります。

また、知事は、債務超過の解消について、道の貸付金の一部償還免除の方針を明らかにしており、債務超過額の規模が固まらなければ、免除額の規模が固まらず、議論することができないのであります。

事業計画の想定を上回ることとなった経費の状況、債務超過額や道の償還免除額の規模について、どのように考えているのか、伺います。

次に、農政と食産業について伺います。

国は、昨年 12 月、農山漁村の有するポテンシャルを発揮し、新たなチャレンジを後押しする環境整備を推し進めることを目的とし、農林水産業・地域の活力創造プランを策定しました。

プランの策定に当たっては、強い農林水産業、美しく活力ある農山漁村の創造に向け、需要フロンティアの拡大、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、生産現場の強化、多面的機能の維持、発揮を 4 本の柱としており、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指すとしておりますが、これは、農家そのものの所得ではなく、加工、流通、外食等を含む、マクロベースの農業関連産業の所得をあらわしております。

また、農林水産省は、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払い制度の創設を四つの農政改革として掲げ、平成 26 年度予算を編成したところであります。

特に、減反政策の廃止として話題になった水田フル活用と米政策の見直しについては、従来、行政ルートにより、生産数量目標を個々の農家に提供していたものが、国による全国ベースの需給見通しの発信、都道府県・地域段階の協議会による作物ごとの作付ビジョンを踏まえ、生産者みずからが需要動向を見きわめながら、経営判断や販売戦略に基づき、どのような作物を、どれだけ生産、販売するかを決定することが求められることとなります。

こうした、今後の農林水産政策について、私も、農林水産省に赴き、レクチャーを受けてきたところでありますが、農業者みずからが経営マインドとチャレンジ精神を持ち、強く、自立した農業経営が求められていると強く感じたところであります。

こうした、国の新たな農業政策に対する知事の受けとめと、農政改革の将来を見据え、

本道の農業をどのような方向に導こうとしているのか、見解を伺います。

農林水産省での聞き取りにおいて、農業、農村の所得倍増に向けた政策的根拠について聞いたところ、特に6次産業化について、強く推し進めていくとのことでありました。

本年1月から、国の食料・農業・農村政策審議会において、基本計画の見直しがスタートし、平成27年3月を目途に、今後10年間の食料自給率目標の扱いや、農業、農村の所得倍増の目標に向けた道筋などを取りまとめていくということでありました。

農業、農村の6次産業化に向けては、国においても、輸出産業等とのマッチングを行っていくとのことですが、やはり、先ほども申し上げたとおり、農業者みずからに、経営感覚と高付加価値化へ向けた戦略や才覚が求められる時代がやってくると考えます。

しかしながら、平成22年に、いわゆる6次産業化・地産地消法が制定され、さまざまな機会に農業の6次産業化推進が言われるようになりましたが、実態としては、農家がこの取り組みを進める上では、さまざまな課題があり、家族経営の農家では、生産するのが精いっぱい、6次産業化までは考えられないといった声も聞かれるところでした。

こうした実態について、知事はどのように認識しているのか、またあわせて、本道の農業、農村の6次産業化に向けて、今後、どのように取り組むのか、伺います。

先般、農協青年部の方々と意見交換を行う機会があり、その中で、新規就農者と家業を継ぐ者に対する支援とが政策的に一緒くたに考えられているが、本来は別物であるとか、むしろ、資金的には、親の借金を背負ってのマイナススタートになるといった声が聞かれました。

昨年の第4回定例会において、我が会派の同僚議員が、農家の後継者対策について伺い、就農準備段階や経営開始後に給付される青年就農給付金などの支援策について、親元就農にも対象を拡大するよう、国に対し働きかけを行う旨の御答弁をいただいたところであります。その後、どのような状況となっているのか、伺います。

あわせて、道として、本道農業を担う次の世代への支援について、どのように取り組んでいくのか、伺います。

先日、国において、農林水産品のブランド化を進めるため、地理的表示保護制度の創設に向け、関連法案の今国会への提出を検討していると、幾つかの報道がなされました。

フランスのロックフォールチーズやカマンベール・ドゥ・ノルマンディー、イタリアのパルマ産生ハムなど、EUの先進地域では、こうした表示制度を創設し、積極的に活用して、食品のブランド化に努めておりますが、国における同様の制度発足へ向けた動きは、日本の農林水産物が世界的なレベルでのブランド力を身につけていくことの重要性と、今後、世界的な競争の中にさらされていくことのあらわれと受けとめております。

本道は、海や大地の恵み、自然の恩恵を受け、北海道という名前だけで、食への憧れをかき立てられ、大きな魅力を持っていることは言うまでもありませんが、今後は、北海道というネームバリューを基軸としつつも、さらなるブランド力の強化を果たしていく必要があると考えます。

道においては、独自認証制度の「きらりっぷ」や、道産食品登録制度、北のハイグレード食品など、さまざまな認証制度を持っておりますが、一般消費者には、どの制度がどのような品質を保証しているのか、わかりにくいと言わざるを得ません。

また、道内の各市町村や生産者の方々も独自の試みを行っているものと思いますが、そうした取り組みや関係する皆様の思いも考慮した上で、わかりやすく、使いやすいものとしていくことが必要と考えます。

認証制度を活用した農林水産物のさらなるブランド力の強化に向けて、どのように取り組むのか、伺います。

次に、道産ワインの今後の可能性について伺います。

昨年、第3回定例議会でも取り上げさせていただきましたが、本道のワイン生産をめぐっては、新たな生産者の参入と台頭、品質の向上と対外評価の上昇など、今後ますますの成長と市場の拡大が期待される産業となっております。

しかしながら、我が国には、フランスやイタリアといったワイン先進国のように、ブドウの生産やワインの醸造の方法、産地に関する規定といったものを定めた法律が存在せず、海外産のブドウや果汁を使い、国内工場で醸造したもの、あるいは、海外産のワインを国内でボトル詰めしたものなども国産ワインとして流通させることができます。

ワイン生産者の団体では、独自に、日本国内でとれたブドウを使い、国内で醸造したものを日本ワイン、海外産のブドウなどを使用したものは国産ワインとして区別していると聞きますが、やはり、消費者の皆様には浸透しているとは言いがたく、北海道においても、道産ワインといえば、北海道のブドウを使い、北海道で醸造されたものだと考えがちであります。

さきに述べた、国が導入を検討している地理的表示制度では、酒類については対象とならず、現行の制度下では、国税庁が所管する、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づく酒類の地理的表示保護制度によって、酒類の地理的表示については担保されておりますが、まだまだ利用例は多いとは言えません。

道が、今後、ワインを本道の食産業と農業を支える産品の一つとして捉え、振興を図っていくのであれば、その品質を担保し、その土地に根差した、北海道のワインたるゆえんを何らかの方法で示す必要があると考えますが、道の認識と、どのように取り組まれようとするのか、伺います。

ワインのできればは、その年ごとの気候や土壌の状態、生産者の技術などによって左右されますが、やはり、ブドウの質そのものが、でき上がったワインの品質に大きくかわることは言うまでもありません。

その意味で、ワイン生産者は、そのまま農業者であり、丹精込めてブドウを育て、愛情を持ってワインをつくっていく生産者の方々に、本道のワイン産業は支えられているのであります。

2000年以降の14年間で、道内のワイナリーは16軒ふえ、現在は22軒となり、新規就

農の動きは加速しておりますが、ブドウは、植樹してから最初の収穫を迎えるまでに3年、ワインを醸造するのに十分な収量を得られるまでに5年程度かかり、さらに、仕込んだワインが熟成して、市場に出荷できるようになるまでの間、全くの無収入となる可能性もある上、土地を用意し、農業機械や醸造設備等をそろえるのに必要な経費を考えると、新規就農には数千万円単位での資金が必要となります。

家族単位でワイナリーを経営する方々からは、繁忙期には、近所の農家の方々にお手伝いをいただいて作業しているとの声も聞かれており、地域に根差した農家経営を行うことが不可欠であると同時に、その助け合いによって成り立っているものと感じます。

ブドウの栽培とワインの醸造という特殊な技術をあわせ持っていなければ、ワイナリーは成り立たず、新規就農に当たっては、既存のワイナリーに、研修の受け入れ先として積極的に協力していただく必要もあると考えます。

本道にワインづくりの夢を託そうとする方々に、道として、どのように就農支援を行っていくのか、伺います。

ワインは、人を引きつけてやまない魅力があると感じます。私の周りでも、今まで全くワインを飲まなかったが、道産ワインに出会うことで興味が出てきたという方や、ワインの味のみならず、道内ワイナリーのすばらしい景観や環境に魅せられ、道内各地を回りたいという方もいます。

一方で、同じラベルのワインでも、生産された年によって値段や味の評価が違ったり、数年から数十年熟成させなければ、本当の味わいのポテンシャルが出てこないなどと言われると、一転して敷居の高さを感じさせてしまうのも、またワインという飲み物であり、選び方や楽しみ方がわからないなど、道民にとって、ワインが食文化としてまだまだ浸透していないことも否めない事実であります。

ワインを本道の魅力ある産業の一つとして育てていくには、地域の生産者や飲食店、行政、消費者も含め、一体となった取り組みが必要と考えますが、道として、道産ワインの魅力をもどのように伝え、本道にワイン文化を広めようとしていくのか、伺います。

次に、炭鉱技術の海外移転について伺います。

昨年12月、私の所属委員会の歴史遺産の調査で、長崎県の端島を視察し、炭鉱、石炭が我が国の近代化を支えてきた歴史に触れる機会を得ました。

また、我が会派の同僚議員の地元を訪問した際、我が国で唯一稼働している坑内掘り炭鉱における、長い歴史に裏打ちされた技術が、今、海外産炭国の石炭生産に大きな貢献をしていることを知ったところであります。

東日本大震災以降、原子力発電所が長期にわたって停止し、この冬も、大変厳しい電力需給状況となっており、特に本道においては、苫東厚真の海外炭火力発電所や、伊達などの石油火力発電所に加え、道内で産出される石炭を燃料とする、奈井江、砂川の石炭火力発電所がフル稼働で運転している状況にあります。

こうした、電力供給において重要な役割を担っている石炭については、空知の露頭炭鉱

業者が、その需要に応じた生産体制で対応し、炭鉱技術の研修事業を実施している釧路コールマインも、向こう 10 年間を見通した新採炭計画を発表し、安全で安定的な生産を継続していくこととしており、本道にとって、安定性にすぐれた地産地消のエネルギー源であると考えます。

国のエネルギー政策においても、過日公表された、エネルギー基本計画の政府原案では、石炭をベースロード電源の燃料として位置づけているところでもあります。

このような石炭について、道として、どのような認識でいるのか、まず伺います。

国の産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業は、ベトナムなどの海外産炭国に、我が国のすぐれた炭鉱技術を移転することにより、我が国での海外炭の安定確保を目指した事業であり、釧路コールマインにおける石炭採掘や保安技術の研修などが、こうした国々から、生産性、安全性の向上に貢献していると高い評価を得て、今後の継続が望まれており、同社には、韓国の民間石炭会社の幹部らが自主研修に訪れるなど、さらなる拡大も見込まれる事業であります。

この研修事業は、産炭国の経済成長に貢献し、我が国との経済交流の拡大や、多面的な人的交流の活発化による 2 国間関係の強化、環境対策の面でも寄与している側面を持っております。

国は、この事業期間を、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間とし、その後の継続に厳しい考えを持っているようですが、地元・釧路市では、この事業の長期継続に向けた決議もされたと聞くところであります。

こうした、海外産炭国や地元の声に応えるとともに、我が国のエネルギー政策において、石炭が重要なエネルギー源の一つとされる中で、事業の継続に向けて、道として、積極的に取り組んでいく必要があると考えますが、道の認識と、どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、スポーツの振興について伺います。

先日閉会をしたソチオリンピックでは、スキージャンプのレジェンド・葛西紀明選手が、冬季五輪で、日本人史上、最年長メダリストとなったのを初め、スノーボードで、日本の女子選手として初めてのメダリストとなった竹内智香選手など、多くの道産子選手の活躍が私たち道民に大きな感動を与えてくれました。

また、今回のオリンピックは、フィギュアスケートの羽生結弦選手や、スノーボードの平野歩夢選手、平岡卓選手のように、若手選手の活躍が目立った大会でもありました。

今回の大会からは、女子のジャンプを初め、スキー、スノーボードのスロープスタイル、フィギュアスケート団体など、8 種目が新たな競技種目として行われ、ウインタースポーツの新たな魅力を発見できたオリンピックであったと感じます。

道では、これまで、冬季スポーツの強化を行ってきたものと承知しておりますが、具体的に、どのような強化に取り組まれてきたのか、伺います。

冬季スポーツの中でも、競技人口の少ない競技は、選手の強化費や指導者、練習場所の

確保など、課題が多く、選手は苦勞しながら競技を続けております。

一方で、こうした競技こそ、これからしっかりと強化を行っていくことで、道産子選手が世界で活躍するチャンスが広がると考えるところでもあります。

特に、スノーボードやカーリングなど、比較的歴史の浅い種目の場合、選手の育成強化の方法が確立されていなかったり、施設の整備が十分でないなどの課題がありますが、道として、今後、こうしたマイナー競技の強化については、どのように取り組んでいくのか、伺います。

最後に、少子化対策について伺います。

平成 25 年版厚生労働白書によると、いずれは結婚しようと考えている未婚者の割合は 9 割弱で、若者の結婚願望が低いとは必ずしも言えないところでもあります。

その一方で、未婚者が結婚したいと思う年齢は、各年齢層で男女ともに上昇しており、18 歳から 34 歳の未婚者の平均希望結婚年齢は、男性で 30.4 歳、女性で 28.4 歳となっており、ここ 30 年で、男性は 2 歳、女性は 3 歳、上昇しております。

第 1 子の出産時の母年齢は、昭和 60 年が 26.7 歳であったのに対し、平成 24 年では 30.3 歳と、晩産化が進んでおり、不妊に悩む御夫婦は 10 組に 1 組いると言われております。

また、たとえ結婚や出産に至っても、次に迎える子育て環境に目をやれば、白書では、子どもができて女性も就業することについて、8 割の方が肯定的な考え方を持っている一方、実際には、出産を契機に約 5 割の方が退職している実態があるともされております。

結婚や出産は、個人の意思によるものではありませんが、このような社会環境の中で、結婚、出産、子育てまでを一貫してサポートしていくことは大変重要な取り組みであると考えており、以下伺いたいと思います。

知事は、このような中、今回の当初予算において、結婚や子育てに関する若者向けフォーラムの開催などを行うとされておりますが、新たな少子化対策強化事業について、どのような視点で実施しようとされるのか、伺います。

出産年齢が上昇していることについては、先ほど申し上げたとおりではありますが、さまざまな事情により、子どもを持ちたいと望んでも、容易に希望がかなわない方たちもおります。

不妊治療を受ける方々は増加しており、体外受精や顕微授精により出生する子どもは全体の 3% を占めるとのデータもあるところでもあります。

保険が適用されず、高額な費用を要する不妊治療について、国も支援を行っているところではありますが、道として、どのように対応されているのか、伺います。

仕事と子育ての両立は、働く女性にとって大変重要なことであるにもかかわらず、本道でも、都市部を中心に、多くの保育所待機児童が生じているところです。

職場復帰をスムーズにするため、保育所に入れる時期に合わせて育児休暇を早く切り上げるなど、本人の希望に沿わない実態もあると聞かるところでもあります。

国では、待機児童の早期解消を目指し、平成 27 年度から、子ども・子育て支援新制度を

導入する予定となっており、その新制度の先取りとして、保育緊急確保事業を実施すると承知しておりますが、道では、この事業にどのように取り組んでいくのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）